

香川県報



第 89 号

平成 16 年

11月9日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

保安林の指定の解除

（みどり保全課）

一

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

一

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

一

介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（ ）

二

平成十七年度に香川県が発注する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格

（土木監理課）

二

道路の供用開始

（道路保全課）

三

公告

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出

（経営支援課）

五

収去飼料の試験結果の概要

（畜産課）

七

土地改良事業に係る換地計画の適否決定

（土地改良課）

七

建設業法の規定による経営事項審査の申請の時期及び方法等

（土木監理課）

七

平成十七年度に香川県が発注する建設工事に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

（ ）

八

告示

香川県告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十六年十一月九日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
木田郡牟礼町大字牟礼字八栗三四一五の二
- 二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

香川県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真鍋武紀

| 指定年月日 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | 事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地 | サービスの種類 |
|------------|--|----------------------------------|----------------------|
| 平成一六、一〇、一八 | デイサービスセンターかがや木 善通寺市中村町四八五番地一ケアハウスかがや木 | 社会福祉法人善心会 善通寺市中村町四八五番地一 | 通所介護 |
| 平成一六、九、一 | アイリスケアセンター空港通り 香川県香川町大野二五五六二 | 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 | 訪問介護 居宅介護支援 |
| 平成一六、一〇、二〇 | 介護老人保健施設白寿の社 三豊郡詫間町大字詫間一三三八番地一七〇 | 医療法人社団十仁会 三豊郡詫間町大字詫間一三三八番地二二三 | 短期入所療養介護 介護老人保健施設 |

香川県告示第七百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サ

ービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | | | |
|---------------------------------|---|--|------------------------------|--|
| 介護保険 事業所番号 三三七〇一 〇三三七六 | 事業所の名称 及び所在地 かしむら内科医院通所 リハビリテーション施 設 高松市多肥上町七一八 一 | 申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 櫻村雅典 高松市多肥上町七一八 一 | 指定年月日 平成十六年 十月二十二 日 | サービ スの種 類 通所リハ ビリテ ー シヨ ン |
|---------------------------------|---|--|------------------------------|--|

香川県告示第七百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十八条第一項第一号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | | | |
|---------------------------------|--|---|-------------------------|---------------------------------|
| 介護保険 事業所番号 三三七〇三 〇〇五九二 | 事業所（施設）の 名称及び所在地 特別養護老人ホーム グランドガーデン 坂出市加茂町六二八番 地六 | 申請者（開設者）の名 称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 社会福祉法人和光福祉 会 理事長 西山直志 坂出市加茂町五八一 番 地二 | 指定年月日 平成十六年 十一月一日 | サービ スの種 類 介護老人 福祉施設 |
| 三三七〇三 〇〇六〇〇 | 特別養護老人ホーム グランドガーデン 坂出市加茂町六二八番 地六 | 社会福祉法人和光福祉 会 理事長 西山直志 坂出市加茂町五八一 番 地二 | 平成十六年 十一月一日 | 短期入所 生活介護 |

香川県告示第七百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、平成十七年度に香川県が発注する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格
指名競争入札に参加することができる者は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条に規定する測量業者としての登録を受けている者又は建設コンサルタント業務等を行う者のうち、その経営の規模及び状況に関する資格基準に適合する者とする。
- 二 指名競争入札参加資格審査の業種区分
指名競争入札参加資格審査の業種区分は、次のとおりとする。
1 測量業務（土木建築に関する工事に係る土地の測量（地図の調製及び測量用の写真撮影を含む。）の請負を行う業務をいう。）
2 建築関係建設コンサルタント業務（建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）
3 土木関係建設コンサルタント業務（土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）
4 地質調査業務（地質、土質等について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質、土質等に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）
5 補償関係コンサルタント業務（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務の請負又は受託を行う業務をいう。）
- 三 指名競争入札参加資格審査申請書の提出方法

指名競争入札参加資格審査を受けようとする者は、別に定める測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、測量法第五十五条の八に規定する書類を提出している者は当該書類の写しを、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第七条、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第七条又は補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第七条に規定する現況報告書を提出している者は当該現況報告書の写しを、8、9及び10の書類に代えて添付しなればならない。

- 1 経営規模等総括表
 - 2 希望業務等総括表
 - 3 技術職員総括表
 - 4 技術職員一覧表
 - 5 技術者経歴書
 - 6 委任状（委任した営業所等で指名競争入札に参加しようとする場合に限り。）
 - 7 直前の営業年度における納税証明書（香川県内に営業所を有する者にあつては、香川県の県税に滞納がない旨の証明書）並びに法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に、個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書
 - 8 商業登記簿謄本
 - 9 業務経歴書（直前一年分）
 - 10 財務諸表（直前一年分）
 - 11 登録証明書（測量業者、建築士事務所及び不動産鑑定業者の登録を受けている場合に限り。）
- 四 指名競争入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
 平成十六年十二月十三日から同月二十七日まで（香川県の休日を含め）（平成元年香川県条例第一号）に規定する県の休日を除く。）及び平成十七年一月二十四日から同年二月四日まで（香川県の休日を含め）（香川県の休日を含め）（香川県庁東館五階会議室において受け付ける。）

香川県告示第七百四十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 福田原観音寺線（二百四十二号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-----------------------|-----------------|---------------|------------------------------|
| 観音寺市柞田町字青木乙一〇八八番一地先から | 一〇・〇 | 三八六 | 昭和六十三年香川県告示第七百二十五号で変更した区域の一部 |
| 観音寺市柞田町字中河原乙二一五六番地先まで | 一七・五 | | |

四 供用開始の期日 平成十六年十一月九日

公 告

香川県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真鍋 武紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

- 生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号
- 小野株式会社 高松市塩屋町一四番地五
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ中央インター・手芸センタードリーム高松中央インター店
高松市木太町七〇一番一ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号
- 小野株式会社 高松市塩屋町一四番地五
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年六月二十九日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇八六平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
九六台
(二) 駐輪場の収容台数
六四台
(三) 荷さばき施設の面積
八九・五三平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の容量
四四・〇二立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
生活協同組合コープかがわ
開店時刻 午前七時
閉店時刻 午後九時三十分
小野株式会社
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午前九時

- 閉店時刻 午後九時三十分
- (一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時四十五分から午後九時四十五分まで
- (二) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
- (三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
コープ棟荷さばき施設
午前六時から午後七時まで
ドリーム棟荷さばき施設
午前八時から午後七時まで
- 二 届出年月日
平成十六年十月二十八日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
2 縦覧期間
平成十六年十一月九日(火曜日)から平成十七年三月九日(水曜日)まで
- 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年三月九日(水曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
1 記載すべき項目
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第五百三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六條第七項の規定により、平成十六年十月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

| 製造事業所等の所在地及び名称 | | | 収去場所 | | 飼料の名称 | | 製造(輸入)年月 | | 試験結果の概要 | | | | | | | | | |
|--|--|--|------|--|-----------------|-----------------|-----------------------------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|---------|----------|----------|---------|------------|-------|
| 東かがわ市三本松二 一三三番地 株式会社オーリン ワン本社工場 | | | 同上 | | 子牛育成用カーフエ ース | 乳牛飼育用デーリ 淡路号 | 乳牛飼育用オー イルイン ンワンチャレンジ 16 | 平成十六年 十月 | 平成十六年 十月 | 粗たん白質 % | 粗脂肪 % | カルシウム % | リン % | 粗繊維 % | 粗灰分 % | 水分 % | その他の 検査 | 違反の内容 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 一六・〇 | 三・ | ・八八 | ・三九 | 四・四 | 四・四 | 水分 一二・四 | % | | | | | | |
| | | | | | 一四・ | 三・ | ・八八 | ・三九 | 四・四 | 四・四 | 水分 一三・ | % | | | | | | |
| | | | | | 一六・〇 | 三・ | ・八八 | ・三九 | 四・四 | 四・四 | 水分 一二・四 | % | | | | | | |

香川県公告第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四で準用する第五十二条の二第一項の規定により、飯山町の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）中尾東谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を飯山町産業振興課において平成十六年十一月十六日から同年十二月六日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百三十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項の規定に基づき、平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（経営状況の審査を除く。）の申請の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のとおり定めたので公示する。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請の時期

1 申請の受付日

平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間で、土木監理課発行の平成十七年経営事項審査申請要領（以下「申請要領」という。）において定める審査日

2 申請の受付時間

午前九時三十分から午後三時三十分まで（午前十一時から午後一時までの間を除く。）

二 申請方法

1 経営事項審査の申請は、三の申請書類を申請要領において定める審査場所に持参することにより行う。

2 1の申請をしようとする者は、あらかじめ、一の1の申請の受付日のうち希望する日を六の問い合わせ先に電話により申し込むこと。

三 申請書類

1 提出書類及び提示書類

申請要領において定める書類

2 提出書類の購入先

| 購入先 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------|------------------|--------------|
| 社団法人香川県建設業協会 | 高松市磨屋町六番地四 | 〇八七 八五一 七九一九 |
| 社団法人香川県建設業協会 長尾支部 | さぬき市長尾東一一三番地二 | 〇八七九 五一 二三三四 |
| 社団法人香川県建設業協会 小豆支部 | 小豆郡土庄町上庄一九五四番地三 | 〇八七九 六一 〇五八八 |
| 社団法人香川県建設業協会 坂出支部 | 坂出市久米町一丁目一四番一四号 | 〇八七七 四六 五七〇九 |
| 社団法人香川県建設業協会 善通寺支部 | 善通寺市与北町一八九番地 | 〇八七七 六一 一三九〇 |
| 社団法人香川県建設業協会 三豊支部 | 観音寺市観音寺町甲一八九四番地三 | 〇八七五 二五 三四三九 |

3 申請要領の交付先

| 交付先 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|------------------|--------------|
| 香川県土木部土木監理課 | 高松市番町四丁目一番一〇号 | 〇八七 八三一 三五〇七 |
| 長尾土木事務所総務課 | さぬき市長尾東一五三八番地一 | 〇八七九 五一 二五八五 |
| 小豆総合事務所監理課 | 小豆郡土庄町湊崎甲一〇七九番地五 | 〇八七九 六一 一三三三 |
| 高松土木事務所総務課 | 高松市多肥上町二二五一番地一 | 〇八七 八八九 八九〇一 |
| 坂出土木事務所総務課 | 坂出市江尻町一三五五番地 | 〇八七七 四六 三二七八 |
| 善通寺土木事務所総務課 | 善通寺市生野本町一丁目一番一二号 | 〇八七七 六一 一〇二一 |

西讃土木事務所総務課

観音寺市坂本町七丁目三番
一八号

〇八七五 二五 一〇〇一

四 審査手数料

1 手数料

香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)で定める額

2 納付方法

香川県証紙を県証紙貼付書にはり付けて納付すること。

五 審査結果の通知

経営事項審査の結果は、申請書、添付書類等に不備がある場合を除き、審査が終了した日からおおむね二月後までに、結果通知書を郵便により送付することにより、申請者に通知する。

六 問い合わせ先

香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ

高松市番町四丁目一番一〇号

電話番号〇八七 八三一 三五〇七

香川県公告第五百三十三号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準(昭和五十五年香川県告示第四百二十七号)第三条第一項の規定による平成十七年度に香川県が発注する建設工事に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所を次のとおり定めたので公示する。

平成十六年十一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 県内に主たる営業所を有する建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。)については、原則として平成十六年十二月十三日から平成十七年一月十九日まで(香川県の休日を含め、平成元年香川県条例第一号)に規定する県の休日、平成十六年十二月二十八日及び平成十七年一月四日を除く。(香川県庁東館五階会議室において受け付ける。
- 二 県外に主たる営業所を有する建設業者及び経常建設共同企業体については、原則とし

て平成十七年一月二十四日から同年二月四日まで(香川県の休日を含め、平成元年香川県の休日を除く。)香川県庁東館五階会議室において受け付ける。